

UP 長崎・島原 特別編 12 2019

Line up

- 1面 ハローワークのシステムが変わります！
- 2-4面 住民税 電子納付体験記
勤怠管理システムのご案内

ハローワークのシステムが変わります！

2020年1月6日から、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなります。事業所、求職者のどちらにとっても便利になるサービスが追加されています。ぜひご活用ください。

事業所側

ポイント① インターネットから直接求人申込み

今までは、ハローワークに訪問して求人を提出し、電話などで変更箇所等を伝えていましたが、求人申し込み、求人内容の変更、停止、事業所情報の変更等が、インターネットサービスを経由して行えるようになります。

※ハローワークにて内容を確認後、公開されます。

ポイント② 事業所の詳細情報を提供

インターネット経由でも、事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録ができるようになります。

ポイント③ 紹介状の確認、結果連絡

ハローワークから紹介された求職者（応募者）の紹介状の確認や、選考結果（採用・不採用）の登録（ハローワークに連絡）ができます。

ポイント④ メッセージ機能

ハローワークから紹介された求職者（応募者）とやり取りできます。

ポイント⑤ 求職情報検索機能

ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件などの求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報を検索できます。（ハローワーク経由でやり取りします）

求職者側

ポイント① 求人情報がより詳細にわかります

労働条件や企業側のPR情報など求職者が知りたい情報が充実します。

ポイント② お仕事探しがより便利に

「求職者マイページ」にて、求人の検索条件や気に入った求人を保存できます。検索方法が充実して、より探しやすくなります。

また、メッセージ機能から、紹介を受けて応募した求人企業とやり取りできます。

ポイント③ 求人申し込み（仮登録）が、パソコンやタブレット、スマホでも可

正式なお申込みには、最寄りのハローワークを訪れる必要があります。

ご自宅などで事前登録することで、ハローワークに行った際によりスムーズに手続きできます。



株式会社内田会計事務所
総務部 部長 IT支援課 課長

内野 敦史

ハローワークがより活用しやすくなります。

以上の情報は、ハローワークのホームページや、ご案内資料からご紹介しました。2019年11月時点での情報で、今後変更される可能性もあります。正確な情報は、ハローワークのホームページでご確認ください。

参考サイト「2020年1月6日からハローワークのサービスが充実します！」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06574.html

住民税 電子納付体験記

㈱内田会計事務所 総務部

主任 峰 恵里奈

地方税共通納税システムが変更となり、令和元年10月からはeLTAXを利用して、自宅やオフィスからすべての地方公共団体に電子納税ができるようになりました。前月号にて、「毎月の業務でもある住民税（特別徴収）の納付の為に銀行へ行かなくてもよくなります。」とお伝えしておりましたが、まずは弊社で試してみました。10月にダイレクト納付の事前準備を行い、11月にこのシステムを使って納税を行いました。

結果から言いますと、とても簡単に納付することができました！

実例をもとに記載いたします。ぜひ活用ください。

※利用開始まで、ID 取得等の手続きに1ヶ月ほどかかる場合があります。

まずは、①からご準備ください。

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。初めての方は、eLTAXポータルサイトのご案内「eLTAXとは」をご覧ください。

利用IDをお持ちの方 ポータルセンタに接続します。ログイン方式を選択してください。

☒ 利用者IDを利用してログイン
「利用者ID」、「暗証番号」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

利用者ID
暗証番号

☐ 暗証番号を表示
利用IDをお忘れの方はこちら >
暗証番号をお忘れの方はこちら >

☐ マイナンバーカードを利用してログイン
マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

ログイン

利用IDをお持ちでない方 利用IDがない方はこちらからご利用できます。

利用届出（新規） >
新規に利用IDを取得します。

申請・届出（ログインなし） >
ログインせずに申請・届出を行います。

【事前準備】

①eLTAX 利用者 ID 取得 …… 弊社にて取得している場合があります。担当者へご確認ください。

地方税共通納税システムで検索します。

<https://www.portal.eltax.lta.go.jp/apa/web/webindexb#eLTAX>

下部にある利用届出（新規）から取得します。

②ダイレクト納付手続（地方税共通納税システムからボタンひとつで口座引き落としができる手続き）

①で取得した利用者 ID と暗証番号をもとに eLTAX の PCdesk へログインします。納税メニューをクリックして、口座情報の登録から必要事項を入力し、ダイレクト納付する口座を登録します。書類を郵送後、1 週間ほどで審査結果がシステム上のメッセージで届きました。

※口座登録は入力した書類一式が出力でき、紙で郵送する形になります。金融機関の審査には、最大1か月程度を要する場合がありますので、注意が必要です。

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。初めての方は、eLTAXポータルサイトのご案内「eLTAXとは」をご覧ください。

利用IDをお持ちの方 ポータルセンタに接続します。ログイン方式を選択してください。

☒ 利用者IDを利用してログイン
「利用者ID」、「暗証番号」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

利用者ID
暗証番号

☐ 暗証番号を表示
利用IDをお忘れの方はこちら >
暗証番号をお忘れの方はこちら >

☐ マイナンバーカードを利用してログイン
マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

ログイン

利用IDをお持ちでない方 利用IDがない方はこちらからご利用できます。

利用届出（新規） >
新規に利用IDを取得します。

申請・届出（ログインなし） >
ログインせずに申請・届出を行います。

【毎月の納付方法】

①ホームページを開きます。

事前準備でも使いましたが、「PCdesk（WEB 版）」から利用者 ID と暗証番号を入力して、ログインをします。

←この画面からログインします。

（3 面へ続く→）

住民税 電子納付体験記

(←2 面より続き)

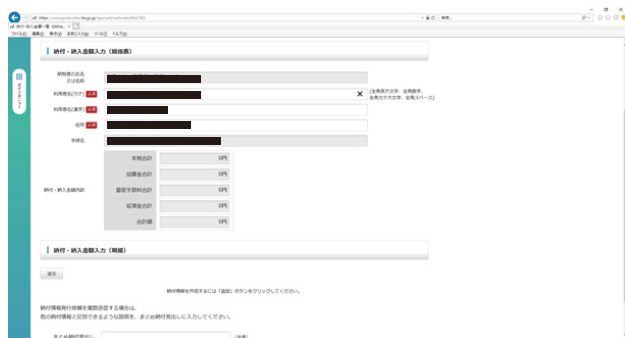


②左記の画面にある「**納税メニュー**」をクリックします。

次の画面で、納付情報発行依頼の「**個人住民税（特徴）**」をクリックします。

納付情報作成方法選択で「**手入力による作成**」から納入対象年度を入力します。

「次へ」を押します。



③「次へ」を押すと、左記のような画面が出てきますので、「追加」をクリックし、次のページで納付する市町村を選び、指定番号、納付対象年月を入力します。

「納付・納入金額入力」で納付金額を入力します。納付する市町村がある場合は、「確定」をクリックし、③の作業を繰り返します。

④すべての市町村の納付金額を入力後、②の画面に合計金額が表示されるので、間違いがないかを確認します。

上部の利用者名(カナ)、利用者名(漢字)の間違いがないかを確認をします。
※カナでは小文字は大文字で入力、「〇〇センター」等の「-(全角ハイフン)」は入力できませんが、「ー(全角マイナス)」は入力できます。

間違いがなければ、「次へ」を押します。



⑤納付・納入金額（総括表）が表示されますので、最終確認をし、問題がなければ「送信」をクリックします。

WEB ページからのメッセージが表示されるので、「はい」を押し、データ送信が完了します。

(4 面へ続く→)

住民税 電子納付体験記

(←3面より続き)



⑥データ送信が完了すると、一旦納税メニューへ戻ります。

その画面の一番下に表示されている、「納付情報発行依頼の確認・納付」をクリックし、納付情報一覧で「選択」部分にチェックマークを入れ、「次へ」を押します。

納付金額等に間違いがなければ、「次へ」を押します。

納付方法選択画面でダイレクト方式にチェックを入れ、支払口座一覧から口座を選択し、「今すぐ納付を行う。or 納付日を指定して納付を行う。」を選択します。

内容を確認し「次へ」を押します。

納付・納入金額（総括表）が表示されるので、内容を確認後「次へ」を押すと、ダイレクト方式での納付となります。

最後に確認のため、①の画面に表示されているメッセージ照会から、ダイレクト納付結果通知が届いているかどうかを確認し、届いていたら中身を確認しダイレクト納付が完了しているかどうかを確認します。

住民税の納付の手順は以上となります。

必要な書類は印刷または、PDF等の電子データで保管されると良いと思います。

今回は住民税の納付についてでしたが、他にも地方税の納付に活用できます。業務効率化につながるのではないのでしょうか？ とても便利なサービスですので、ぜひ活用していただきたいと思います。

勤怠管理システムのご案内

働き方改革関連法の施行に伴い、時間外労働の対応など、各事業所にて対応を検討されていると思います。「労働時間の客観的方法による把握」が義務化されていますが、ご案内できるサービスが準備できましたので、興味がある方は担当者までご連絡ください。

10名まで
追加1IDにつき
300円

Mykomon 勤怠管理システム

- パソコン・スマートフォンから打刻
- 有給取得管理 ○出勤簿の作成
- 時間外労働管理 ○申請・承認機能

料金
3000円 / 月
(税別)

先着5社限定ですが、扶養控除申告書をご準備いただければ、弊社で初期設定させていただきます。今なら1ヶ月無料、また1時間の遠隔操作指導が付いています。この機会にご検討ください。